

公 告

「へき地等における医療M a a S導入に向けた検討事業」業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年4月11日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 企画提案書の提出を求める業務（以下「公告業務」）の名称
「へき地等における医療M a a S導入に向けた検討事業」業務委託
- (2) 公告業務の内容
別紙1 へき地等における医療M a a S導入に向けた検討事業委託仕様書(以下、「仕様書」)のとおり。
- (3) 委託契約金額の上限
13,257,000円（消費税および地方消費税を含む。）
- (4) 履行期限
契約締結日から令和8年3月31日まで

2 企画提案書を提出するものに必要な資格および参加申込書の提出

(1) 応募資格

この企画提案に応募できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができ、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- イ 本業務の応募資格認定の日において現に福井県の指名停止措置を受けていないこと
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生法手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- エ 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること
 - ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人および団体でないこと
- カ 福井県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること
- キ 消費税および地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がない者であること
- ク 企画提案審査会前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと
- ケ 福井県から訴えを提起されていないこと
- コ その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること

これらの要件は、参加申込時から契約締結時まで継続的に満たしていること。なお、一の募集につき、一の団体が複数の参加申込み（他の団体と共同体を構成して参加申込みする場合も含む。）を行うことはできない。

（２）参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案参加申込書を提出すること。

① 提出期限	令和 7 年 4 月 1 8 日（金） 1 7 時まで（必着）
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く 9 時～ 1 7 時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	10 問合せ、書類提出先に同じ。
④ 提出書類	「へき地等における医療 M a a S 導入に向けた検討事業」業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領を参照すること。
⑤ 提出部数	1 部
⑥ その他	実施要領を参照すること。

（３）応募資格審査の結果通知

上記（２）により企画提案参加申込書を提出した者については、応募資格要件を審査し、その結果を令和 7 年 4 月 2 5 日（金）までに通知する。

3 公告業務に関する応募資料の交付

応募資料については、次のとおり交付する。

①交付期間	令和 7 年 4 月 1 1 日（金）から令和 7 年 4 月 1 8 日（金）まで（土・日、祝日を除く 9 時～ 1 7 時まで
②交付場所	10 問合せ、書類提出先に同じ。
③交付資料	ア 実施要領 イ 仕様書 ウ 委託契約書（案）
④交付方法	メールおよび書面により通知する。

4 質問および回答

本業務に関する質問は、質問票（様式 3）により、令和 7 年 4 月 1 8 日（金） 1 7 時までに、10 問合せ、書類提出先あて、電子メールにて提出すること。

質問に対する回答は、令和 7 年 4 月 2 5 日（金）までに、電子メールにより参加者全員に対し通知する。ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

5 企画提案書の提出

① 提出期限	令和 7 年 5 月 2 日（金） 1 7 時まで（必着）
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く 9 時～ 1 7 時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	10 問合せ、書類提出先に同じ。
④ 提出書類	実施要領を参照すること。
⑤ 提出部数	正本 1 部、副本 8 部（紙で提出すること。） また、電子データでも提出すること。（メールで提出すること。）
⑥ その他	提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

6 委託先候補者の選定等

(1) 選定審査の実施

「へき地等における医療M a a S導入に向けた検討事業」業務委託先選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出された企画提案書等に基づき審査する。

(2) 審査方法

委員会において、企画提案書提出者によるプレゼンテーションを実施する。企画提案書およびプレゼンテーションの内容について審査した上で委託先候補者を選定する。

プレゼンテーションは令和7年5月中旬頃に福井県庁内にて実施予定で、時間等は別途通知する。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、採否にかかわらず申込者全員に書面にて通知する。なお、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

7 契約の締結

福井県は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、委託契約を締結する。

また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 委託先候補者として選定されたものが、契約の締結に応じないとき
- (2) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
- (3) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じたとき

8 再委託

本委託業務の全てを再委託することはできない。ただし、必要に応じ一部を再委託する場合、福井県に協議のうえ、その承諾を得ること。

9 その他

この公告に掲げるもののほか、この提案書の提出に関する詳細は、実施要領の定めによる。

10 問合せ、書類提出先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部健康医療局地域医療課医療人材確保グループ（担当 島田、石村）

電話：0776-20-0345 F A X：0776-20-0642

電子メール：iryou@pref.fukui.lg.jp

（土・日、祝日を除く、9時～17時まで）